

## 「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証要領

### 1 目的

この要領は、「安心！広島ブランド」認証要綱（以下「要綱」という。）に基づき、特別栽培農産物の認証に関し、必要な事項を定める。

### 2 基準

要綱第5条第1項の規定による基準は、農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成19年3月23日付け18消安第14413号改正。以下「ガイドライン」という。）とする。

### 3 認証の単位

認証は、知事が定めた地域慣行レベル（市町長が定めたものを含む。）における品目・作型等毎に行うものとし、同一の品目・作型等の範囲内においては、作付けの時期及び回数は問わないものとする。

### 4 認証手続きの方法

原則として、認証の手続きは、電子ファイル化した書類により行うものとする。

### 5 生産届の提出

- (1) 特別栽培農産物の認証を受けようとする者は、当該特別栽培農産物の栽培を開始する前に、「安心！広島ブランド」特別栽培農産物生産届出書（別記様式第1号）に、生産ほ場の所在地が分かるものを添付し、生産ほ場の所在する市町長（以下「市町長」という。）に提出するものとする。
- (2) (1)の届出書は、同一の品目であれば、期間が3年を超えない範囲内において、複数の特別栽培計画についてまとめて行うことができるものとする。
- (3) 市町長は、提出された届出書の内容を確認し、市町を所轄する農林水産事務所（農林事務所）長（以下「農林事務所長」という。）に進達するものとする。  
なお、市町長が定めた地域慣行レベルに基づき届け出を行う場合にあっては、当該慣行レベルを添付するものとする。
- (4) 農林事務所長は、提出された届出書の内容を確認し適当と認めるときは、受理するものとする。  
なお、農林事務所長は、生産届を受理したときは、届け出者に対し受理した旨を市町長を経由して通知するとともに、農林水産局長に対し報告するものとする。

### 6 生産届の変更

- (1) 生産届を受理された者は、生産届の提出後に次の項目に変更が生じるときは、「安心！広島ブランド」特別栽培農産物生産変更届出書（別記様式第7号）を市町長に提出するものとする。  
【変更届の対象となる項目】生産者、栽培責任者、確認責任者
- (2) 市町長及び農林事務所長は、5の規定に準じて手続きを行うものとする。

### 7 認証申請

- (1) 生産届を受理された者は、ガイドラインの第5の規定による生産管理を実施し、当該特別栽培農産物の収穫を開始する14日前までに、「安心！広島ブランド」特別栽培農産

物認証申請書（別記様式第3号）に、特別栽培計画兼栽培管理記録書（別記様式第2号（ガイドラインの別記6））及びガイドライン第4の3の規定に基づく表示方法を添付し、市町長に提出するものとする。

- (2) 市町長は、申請書の内容を確認し記載事項に誤りがない場合は、農林事務所長に進達するものとする。
- (3) 農林事務所長は、進達された認証申請書の内容を審査し適当と認めるときは、意見を付して農林水産局長に副申するものとする。

## 8 実施確認

農林事務所長は、必要に応じて、生産者、栽培責任者及び確認責任者に対し聞き取りや対象農産物、生産ほ場その他の目視確認を行い、ガイドラインに基づき適切に実施されていることを確認するものとする。

## 9 認証

県知事は、申請書の内容を審査し適当と認めるときは、これを認証するものとする。

なお、県知事は、認証したときは、申請者に対し農林事務所長及び市町長を経由して「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証書を交付するものとする。

## 10 認証の変更

- (1) 認証を受けた者は、認証された内容について、次の項目に変更が生じるときは、「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証変更届出書（別記様式第7号）を市町長に提出するものとする。

【変更届の対象となる項目】栽培面積、生産者、栽培責任者、確認責任者、節減対象農薬使用回数、化学肥料使用回数

- (2) 市町長及び農林事務所長は、7の規定に準じて手続きを行うものとする。

## 11 有効期間

認証の有効期間は、認証のあった日から販売終了までの期間とする。

## 12 認証マーク

要綱第7条の規定による認証マークは、別記認証マーク使用基準のとおりとする。

## 13 実績報告

- (1) 認証を受けた者は、「安心！広島ブランド」特別栽培農産物実績報告書（別記様式第4号）に特別栽培計画兼栽培管理記録書（別記様式第2号（ガイドラインの別記6））及び出荷記録書（別記様式第5号（ガイドラインの別記7））を添付し、出荷終了後30日を経過する日までに市町長に提出するものとする。
- (2) 市町長は、実績報告書の内容を確認し記載事項に誤りがない場合は、農林事務所長に進達するものとする。
- (3) 農林事務所長は、進達された実績報告書の内容を審査し適当と認めるときは、農林水産局長に進達するものとする。

## 14 受理

農林水産局長は、実績報告書の内容を審査し適当と認めるときは、これを受理するものとする。

15 生産者等の基本的姿勢

生産者、生産責任者、確認責任者、精米責任者及び精米確認者は、ガイドラインに従って自主的に生産、確認及び管理（台帳の保管等）に努めるものとする。

（参考）特別栽培米受払台帳（別記様式第6号（農林水産省ガイドライン別記8））

附 則

- 1 この要領は、平成 16 年 7 月 30 日から施行する。
- 2 平成 16 年度においては、4 の（1）の規定に関わらず、既に栽培を開始している場合にあっては、当該栽培内容がガイドラインに適合するときは、登録を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則

この要領は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 4 月 1 日施行の附則の 2 について、平成 28 年 4 月 1 日以降は適用しない。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 8 年 4 月 30 日から施行する。
- 2 この要領の施行に際して、現にある様式による用紙については、当分の間、使用することができる。
- 3 令和 8 年 1 月 4 日から令和 8 年 4 月 29 日までに、市町長に生産届の提出のあった事務手続きについて、この要領の施行日以降は、この要領の規定を適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行に際して、現にある様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

別記

認証マーク使用基準


1 マークの規格

- (1) マークのデザイン、縦横の比率及び色は、図1のとおりとし、縦横15ミリメートル以上の寸法で使用することが望ましい。
- (2) マークは、容器包装等の制約により止むを得ない場合は、色を変更して使用することができるものとする。

2 マークの使用方法

- (1) マークの使用は、原則として、対象食品へ貼付するシール又は容器包装類への印刷によるものとする。
- (2) (1)のマークの使用にあたっては、ガイドライン第4の2及び3に基づく一括表示(枠内表示)及び付記事項(枠外表示)の近傍に、必要に応じて用語説明を付記(参考:図2)して表示するものとする。
- (3) 使用者は、消費者等に誤解を与えるような方法でマークを表示してはならない。

図1 マーク



【使用カラー】

特色の場合 CF0121 (DIC F71)  
4Cプロセスの場合 M80 Y100  
1色使用の場合 100%

※ 使用規定マニュアル及び電子データが必要  
な場合は、広島県農林水産局担当課に連絡する。

図2 表示例

「特別栽培農産物」とは、農薬や化学肥料を通常の半以下に抑えて栽培した農産物のことです。

農林水産省新ガイドラインによる表示  
特別栽培はくさい  
節減対象農薬：当地比〇割減  
化学肥料（窒素成分）：当地比〇割減  
栽培責任者 ○○○○  
所在地 広島県〇〇町△△△  
連絡先 Tel. □□-□□-□□  
確認責任者 ○〇農協□□□課長 ○○○○

ガイドライン一括表示  
(枠内表示) 例

ガイドライン付記事項  
(枠外表示) 例

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
○○○○○	殺菌	1回
□□□□□	殺虫	2回
△△△△△	除草	1回